平成２９年（フ）第１４号
福岡市博多区美野島３丁目８番１号
破産者　プリント九州有限会社
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２６号
埼玉県春日部市赤沼734番地５
破産者　株式会社九十九商事
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
愛媛県東温市西岡1015番地
破産者　参栄建設株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
愛知県一宮市大赤見字西川垂33番地の１
破産者　有限会社蜂谷鉄工所
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１号
京都府舞鶴市字大君小字浜484番地
破産者　株式会社藤川工業
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
宮崎県西都市聖陵町１丁目34番地２
破産者　エムエムエス合資会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３４号
宮崎市大塚町窪田3249番地１
破産者　株式会社東伸工業
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８号
千葉県旭市川口853番地
破産者　渡辺　利之
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
長野県松本市中央２丁目３番20号
破産者　株式会社ＧＥＮＵＩＮＥ
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

破産手続終結

次の破産事件について、当裁判所が平成26年１月17日にした破産手続廃止決定を取り消したので、次のとおり決定する。

平成２９年（カ）第９０１号（原審広島地方裁判所平成２５年（フ）第７７９号）
広島県東広島市豊栄町能良甲1875番地
破産者　杉原　忠範
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７９０号
福岡市東区多の津５―24―11―103号室、住民票上の住所福岡市西区拾六町３丁目18番12―202号
破産者　井上太一郎
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３８号
福岡市中央区警固３丁目６番2403号
破産者　平塚奈緒美
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９号
静岡県御殿場市神場222番地の８　Ｍハイツ Ａ102、前住所静岡県御殿場市板妻67番地の１滝宿舎１　403
破産者　橋本　明廣
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
埼玉県草加市谷塚町1470　第３谷沖荘103号、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚町1482番地10
破産者　細川智佳子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
埼玉県越谷市谷中町４丁目53番地３　ソーレルビュー302、開始決定時の住所表示埼玉県越谷市七左町２丁目88番地　306号
破産者　前川　一人
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字横枕1199番地５
破産者　辻村由樹子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３５６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4073番地　レオネクストサリュー204号室、開始決定時の住所宮崎県西都市白馬町15番地
破産者　富山　裕司
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０３号
群馬県前橋市上小出町３丁目２－９　シニアネクストステージクレール前橋敷島２階211号室、住民票上の住所群馬県前橋市池端町36番地１
破産者　吉澤　岩夫
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係